

奈良県教育委員会教育長訓令第四号

県立学校

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

第一条及び第二条第一号中「奈良県立」の下に「の中学校、」を加える。